

郷づくり推進条例(仮称)素案作成に向けた共働推進会議からの提案

■理念・位置づけ

- ・ 共働やコミュニティ全般の条例ではなく、郷づくり推進に特化し、実効性を伴った条例にしてほしい。
- ・ 「市民が主体」「行政は伴走役」という位置づけと役割を明確にしてほしい。
- ・ 自由にしなやかに、「したいこと」「できること」を基軸に、地域を楽しくするために郷づくりがある。
- ・ 共働の原則
- ・ 地域と市がコミュニケーションをとり、協力関係に立つように明記してほしい。
- ・ 協議会の目的・活動内容・運営方法を定めるなど、活動指針となるものであってほしい。
- ・ 自治会は重要だが、郷づくりと混同しない。
- ・ 郷づくりに積極的に関わることが、学校や家庭に求められるという趣旨を入れてほしい。

■市の姿勢

- ・ 一律ではない、地域の事情や熟度に応じた支援
- ・ 活動支援ではなく、組織支援を心がける
- ・ 活動を縛らない(あまり固くせず、ゆるやかに、できるだけ自由に)
- ・ 情報共有

■市の支援

- ・ 財政的な支援
- ・ 「地域カルテ」にもとづく「地域ビジョン作成」支援
- ・ 人材育成とマッチング
- ・ コミュニティ組織同士の情報交換や相互視察の仕組み

- ・ 地域担当職員制度
- ・ 中間支援組織(未来共創センター)の位置づけ

■個人情報保護・情報公開

- ・ 市が個人情報保護を重視するあまり、地域が必要な情報を得にくい。何らかの対応策を入れてほしい。 例)逆手上げ方式(申し出のない人は名簿に登載)での名簿作成
- ・ 市から協議会への支援を強化するためにも、協議会自らが活動の透明性を積極的に高め、情報公開に努める必要がある。

■審議会の関わり

- ・ 郷づくりの推進計画に対するモニタリング(審議会の位置づけ)
- ・ 協議会による市への意見や苦情申し立てとその取扱い

■条例の制定、見直し

- ・ 広く市民の声を反映させるため、検討過程に協議会関係者に参加いただいた上で、市民意見公募手続(パブリックコメント)も実施してほしい。
- ・ 条例の定期的に見直し、必要に応じて改正すること。

■その他

- ・ 地域が行政計画に提案できるしくみ
- ・ 指定地域共同活動団体制度の導入